# 平成28年度

# 第23回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年2月21日(火) 開会13時35分 閉会14時26分

場 所 教育委員室

### 平成28年度 第23回大分県教育委員会

# 【議事】

### (1)議案

第1号議案 平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の

意見について

第2号議案 平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命

について

第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

第4号議案 文化財の指定について

### (2)その他

# 【内 容】

# 1 出席者

		教育長	エ	藤	利	明	
委	員	委員	林		浩	昭	
		委員	岩	崎	哲	朗	
		委員	松	田	順	子	
		委員	首	藤	照	美	
		欠席委員	高	橋	幹	雄	
事系	务局	教育次長	宮	迫	敏	郎	
		教育次長	岩	武	茂	代	
		教育次長	木	津	博	文	
		教育改革・企画課長	能	見	駿-	一郎	
		教育人事課長	藤	本	哲	弘	
		教育財務課財務企画監	首	藤		圭	
		福利課長	中	村	均	子	
		義務教育課長	米	持	武	彦	
		生徒指導推進室長	樋		哲	司	
		特別支援教育課長	後	藤	みら	かき	
		高校教育課長	姫	野	秀	樹	
		社会教育課長	曽札	艮﨑		靖	
		文化課長	佐	藤	晃	洋	
		人権・同和教育課長	甲	斐	順	治	
		体育保健課体育・スポーツ振興監	栗	林	正	_	
		屋内スポーツ施設建設推進室長	Щ	上	晵	輔	
		教育改革・企画課主幹	伊	藤	功	_	
		教育改革・企画課主査	石	丸	_	輝	

2 傍聴人 5 名

# 開会・点呼

### (工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。 本日は、高橋委員が欠席です。

ただいまから平成28年度第23回教育委員会会議を開きます。

# 署名委員指名

### (工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、松田委員にお願いしたいと 思います。

# 会期の決定

#### (工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。 会議の終了は14時25分を予定しています。 よろしくお願いします。

# 議事

### (工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議 を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案及び第3号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案及び第3号議案は非公開といたします。 本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

### 【議案】

第1号議案 平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見 について

### (工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

### (能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の 意見について」説明いたします。

資料の3ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、知事から2月27日に開会します平成29年第1回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にございます「平成29年度大分県一般会計予算関係部分」以下6本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められましたので、資料2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただくものでございます。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は教育委員会資料により順次担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### (首藤教育財務課財務企画監)

「平成29年度大分県一般会計予算」の教育委員会所管分について説明いたします。

資料の4ページをお開きください。表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、当初予算額は、右から3列目の「平成29年度当初予算案」の欄にございますとおり1,141億2,148万9千円でござい

ます。これを右隣の欄の「平成28年度当初予算額」と比較しますと、一番右端の欄にありますように3億2,773万2千円の増、率にしますと0.3%の増となっております。内訳は、その下にありますとおり、事業費が約7億8千万円の増となる一方、人件費は約4億5千万円の減となっております。事業費の増につきましては、埋蔵文化財センターの移転完了に伴い、約6億6千万円の減額となる一方で、県立スポーツ施設建設工事が本格化することにより、約14億円の増額となることが主な要因です。人件費の減につきましては、教職員数の減などに伴うものでございます。

続きまして、教育委員会関係の主な事業について説明いたします。 5 ページの「平成 2 9 年度当初予算案の概要」をご覧ください。事業別に説明いたします。

まず、3番「県立学校施設整備事業」29億5,278万4千円でございます。この事業は、教育環境の改善を図るため、大分舞鶴高校など15校の大規模改造等を実施するほか、新たに、三重総合高校久住校に地域農業の振興と地域の活性化を担う将来の若手リーダーを育成するための研修拠点施設を整備するものでございます。

続いて、5番「中学校学力向上対策支援事業」2億9,303万3千円でございます。この事業は、客観的な数値目標を設定し学力向上を計画的に推進する市町村に対しまして、習熟度別指導推進教員を配置するとともに、「中学校学力向上対策3つの提言」を推進する重点校を8校指定して人的配置を拡充し指導体制を充実するなど、中学校の学力向上対策に取り組むものでございます。

続いて、9番「不登校児童生徒支援体制整備事業」1,669万7千円でございます。この事業は、不登校児童生徒の早期の学校復帰に向けまして、アウトリーチ型の相談・学習支援を行う体制整備として、県教育支援センター「ポランの広場」に教育相談員2人と学習支援員3人を新たに配置するなど機能強化等を図るものでございます。

続いて、10番「小中学校特別支援教育充実事業」3,960万6千円でございます。この事業は、特別支援学校までの距離が遠く、通学が困難な地域にある小中学校の特別支援学級に、特別支援学校の教員をサテライトコーディネーターとして派遣しまして、特別支援学校と同等の教育を提供することを目的とした事業でございます。

6ページをお開きください。16番「『協育』ネットワーク連携促進事業」7,689万4千円でございます。この事業は、子どもの学力向上と豊かな心を育成するため、放課後や土曜日を活用した学習活動や体験活動などに取り組む市町村を支援するものでございます。これまで活動を実施してこなかった校区での活動の立ち上げ等を支援する統括アドバイザーを新たに16人配置しまして、土曜アクティブ交流教室や中学生学び応援教室の充実を図ってまいります。

続いて、19番「豊の国埋蔵文化財魅力発信事業」583万8千円でございます。この事業は、本年4月に移転オープンする埋蔵文化財センターを活用しまして、大友宗麟による南蛮貿易など国際色豊かな大分の歴史・文化の魅力を内外に発信するものでございます。

最後に、20番「スクールヘルスアップ事業」305万6千円でございます。この事業は、児童生徒の肥満の改善・予防を図るため、モデル校に栄養教諭を配置しまして、学校と地域が一体になって食習慣・生活習慣の改善と運動習慣の定着に向けた取組を実施するものでございます。

以上でございます。

### (藤本教育人事課長)

資料の8ページをお開きください。「職員の休日休暇及び勤務時間等 に関する条例等の一部改正ついて」説明いたします。

- 「1 条例改正の理由」ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。
- 「2 条例改正の概要」といたしましては、まず職員の休日休暇及び 勤務時間等に関する条例でございます。「(1)」介護休暇期間につきま しては、これまで連続する6月で取得することとなっておりましたが、 これを3つの期間に分割して取得可能とする改正でございます。「(2)」 3年の期間内に置いて、介護のために2時間の範囲内で勤務しないこと ができる介護時間を新設いたします。「(3)」職員が介護するために、 正規の勤務時間を超えて勤務しないことを認める制度を創設します。 「(4)」忌引休暇に係る子の範囲を育児休業等と同様に拡大するなどの 改正でございます。

次に、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。育児休業等の「子」の範囲の拡大に伴い、「(1)」養子縁組里親として実の親等から同意が得られないために、養育里親として委託を受けている子などを含めることを規定するものでございます。「(2)」再度の育児休業等ができる特別の事情に、特別養子縁組が成立しなかった場合の追加や「(3)」介護時間と部分休業の合計時間を合わせて2時間までとする調整を制度化するものでございます。

これら関連して、「3 関係条例の整備」として学校職員の休日休暇 及び勤務時間等に関する条例の改正を併せて行うものでございます。

「4 条例施行期日」は平成29年4月1日でございます。

続きまして、資料9ページ「職員の育児休業等に関する条例等の一部 改正について」説明いたします。今回の改正は、大分県において、平成 29年4月以降一部を除き非常勤職員を一般職として任用することに伴うものでございます。

- 「1.背景」につきましては、大分県では現在、非常勤職員はすべて特別職として任用しています。資料中段の点線で囲まれている部分に総務省公務員部長通知を記載しておりますが、これに基づき、平成29年4月以降、一部を除き非常勤職員を一般職として任用するものでございます。
- 一般職として任用するのは、「(2)」から「」に該当する特別職 非常勤職員以外の非常勤職員となります。
- 「(3)変更後の非常勤職員の区分」でございますが、学校や教育庁で事務を行う非常勤職員は一般職となる一方、非常勤講師や学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどは引き続き特別職としての任用となります。
- 「(4)一般職化に伴う主な変更点」ですが、再度の任用が連続4年となっておりましたものを連続5年と1年延長されるほか、育児休業や部分休業、介護休暇や介護時間が取得可能となります。

資料の10ページをお開きください。「2.条例改正の概要」について説明いたします。「(1)職員の育児休業等に関する条例」につきましては、一般職非常勤職員は育児休業及び部分休業の対象になるため、対象となる一般職非常勤職員の範囲、期間等を規定するものです。

「(2)職員等の旅費に関する条例」及び「(3)職員の給与に関する条例」の改正概要としましては、一般職非常勤職員として任用することに伴い、通勤及び旅行に係る費用弁償の支給に関して必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は平成29年4月1日としております。 以上でございます。

### (樋口生徒指導推進室長)

資料の11ページをご覧ください。「大分県立学校いじめ対策委員会 条例の制定について」説明いたします。

この条例は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、 大分県立学校いじめ対策委員会を設置するものでございます。

制定の理由としましては、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実効的に行うため、その対策について審議し、並びに県立学校から報告を受けたいじめに関する事案及びいじめにより発生した重大事態について調査する大分県立学校いじめ対策委員会を設置するものでございます。

下の枠囲みにありますように、対策委員会の委員は法律、医療、心理、 福祉、教育に関し、優れた識見を有する者を10名以内の枠で委嘱する 予定でございます。対策委員会の設置に伴い、調査の迅速性、公平性、 専門性が高まるものとなります。

資料下段の図は調査の流れを示したものでございます。左の図は、県立学校からいじめの措置等について報告がなされた際に、教育委員会が必要と認める調査をする場合でございます。右の図は、いじめの重大事態が発生した際に教育委員会が調査の主体を判断し、調査する場合でございます。

施行期日は公布の日としています。

以上でございます。

### (山上屋内スポーツ施設建設推進室長)

「平成29年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について」説明いたします。

資料の12ページをご覧ください。これは県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、市へ意見を求め了承する旨回答をいただいたので、第1回定例県議会に議案として提案するものでございます。

以上でございます。

### ( 姫野高校教育課長 )

資料13ページをご覧ください。「損害賠償の額の決定について」説明いたします。これは地方自治法第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額について知事の専決としたことから、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

- 「1 対象となる事件」は中津南高校における男子生徒転落事故でございます。
- 「2 本件事故の概要」ですが、平成26年2月5日午後2時40分頃、大分県立中津南高等学校におきまして、清掃の時間中に当時同校3年生であった男子生徒が同校校舎4階の窓掃除をしようとして、2階テラス部分に転落し亡くなったものでございます。
- 「3 和解の内容」ですが、ご遺族と賠償について協議を進めてまいりました。平成29年2月16日に、和解金額800万円で協議がまとまったものでございます。なお、今回、交渉事であったことやご遺族へ早期に和解金をお支払いするため、平成29年2月14日に知事の専決処分とさせていただきました。

以上でございます。

### (工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご 意見等のある方はお願いします。

### (松田委員)

職員の休日休暇条例の中で、介護休暇が2時間の範囲内で取得できる ということですが、休暇の取得について、事前に取得願を出すのか、取 得した後に出すのか、手続きはどのように行うのでしょうか。

### (藤本教育人事課長)

基本的には、休暇等は事前に時間数も示して取得願を提出し認めるという流れです。この介護期間につきましては、給料は無給という扱いになります。3年間の期間内で2時間の範囲内で取得できるというものです。

### (松田委員)

育児の場合も無給で取得できるということですか。

### (藤本教育人事課長)

育児の部分休業というものもございます。同様に無給の扱いになります。

### (松田委員)

9ページの特別職の非常勤職員について、部活動の外部指導者のこと を新聞記事で見ましたが、それは特別職の非常勤職員という扱いになる のですか。

### (藤本教育人事課長)

資料9ページ中段の「(2)」にありますように、勤務の日数、時間数が常勤の職員とほとんど同じであれば一般職ということになりますが、時間数を考慮すると基本的には特別職ということになろうかと思います。

### (松田委員)

いじめ対策委員会条例について、制定理由がいじめの防止となっていますが、資料を読みますと、いじめや重大事態を調査する対策委員会となっているように感じますので、防止の内容について説明をお願いします。

#### (樋口生徒指導推進室長)

所掌事務の「」にありますとおり、いじめ対策等における審議ということが一義的にあります。この部分で様々なご意見をいただき、施策に活かしてまいります。また、「」の重大事態には該当しないけれども、調査が必要であると認められた案件の調査にも入りますし、「」

の重大事態の調査にも入ります。それぞれの事態の調査を審議する中で、 様々なご意見をいただき、施策に活かすということが根底にあります。 調査そのものが主体ではなくて、いじめの防止、早期発見、その対処が 一番大きな目的でございます。

### (松田委員)

生徒会やPTAの代表が入ると、具体的な対策を練れるのではないかと思いますが、「優れた識見を有する者」の中にそういった方々が含まれるのですか。

### (樋口生徒指導推進室長)

生徒会やPTAの役員はこの中には該当しません。第三者委員会という形になりますので、専門家の意見をいただくためのものとしています。 学校独自で調査をする場合につきましては、PTA等が入るということ もあり得るかもしれません。

### (岩崎委員)

今の件につきまして、具体的な事案が発生した際の調査が中心になるのだろうとは思いますが、委員会が調査した結果として出す報告書には、今後事案が発生しないための予防的な対応をどうするべきかという意見が書かれることになると思います。

いじめ対策委員会条例の制定理由として、いじめの防止が最初に入ることについて、私は特段問題ないと感じています。

### (工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案 について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

### (工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

### 第4号議案 文化財の指定について

### (工藤教育長)

次に、第4号議案「文化財の指定について」提案しますので、佐藤文 化課長から説明いたします。

### (佐藤文化課長)

第4号議案「文化財の指定について」説明いたします。

県では、文化財保護法に基づき、国指定文化財以外の文化財で、大分県内に所在し特に重要と認められるものを県指定文化財に指定して、その保存のために必要な支援を行っております。県指定文化財は、大分県文化財保護条例の規定により、あらかじめ大分県文化財保護審議会に諮問し、その答申に基づいて県教育委員会が指定することとなっております。今年度は、市町村等より8件の文化財について申請があり、大分県文化財保護審議会に諮問したところ、7件について県指定文化財に指定すべきとの答申をいただいたところです。

資料1ページから3ページをご覧ください。大分県文化財保護審議会答申に基づき、一覧表にありますとおり有形文化財6件、無形民俗文化財1件の計7件を、大分県指定文化財に指定したいので提案するものです。

では、4ページ以降の資料に沿って各文化財について説明いたします。まず、「1」の有形文化財建造物の「若宮八幡神社 本殿 附棟札一枚、申殿、唐門附御門神社、西門」です。豊後高田市是永町にある若宮八幡神社は江戸時代に島原藩主によって社殿が造営されました。天保4年に造営の本殿は三間社としては大規模で建ちが高く、彫物や総欅造に時代の特徴が現れています。また、申殿や唐門、西門の配置などに宇佐神宮の影響が考えられ、意匠的に優秀で、地域の歴史上価値が高く、指定に値するとの評価をいただきました。

次に、「3」の有形文化財古文書の「高野山本覚院文書」です。臼杵 藩稲葉家の檀那寺で高野山の小寺院である本覚院に伝わった文書群で す。大友家の檀那寺である西生院が焼失したため、両院の文書が一括と なって伝来しました。文書の中には大友氏が出した手紙や、稲葉家や家 臣と高野山の信仰上の繋がりを示すものもあり、県の歴史上重要な文書 群として、指定に値するとの評価をいただきました。

次に、「4」の有形文化財考古資料の「一方平」遺跡出土石器群」です。大分市大字横尾字一方平から出土した石器群です。ホルンフェルスの石材を利用しており、剥離過程で生産された剥片と石核を接合して元の形にまで復元できます。また、石器製作技術の全工程が復元できる第一級の資料であるだけでなく、瀬戸内地域で多く見られる技法で作られた石器もあり、技術の伝播を示す貴重な資料として学術的価値が高く、

指定に値するとの評価をいただきました。 次に、「5」の有形文化財考古資料の「東田室遺跡出土絵画土器」で す。大分市田室町の古墳時代の竪穴建物跡から龍文が描かれたと思われ る部分を意図的に欠いて埋めた状態で出土した土器です。弥生時代に多 い龍文が古墳時代中期に描かれた稀有な例で、建物廃棄時に切断配置し た儀礼行為とあわせて、人々の精神文化を考える上で貴重な資料であり、 指定に値するとの評価をいただきました。

次に、「6」の有形文化財考古資料の「中世大友府内町跡出土キリシ タン関係遺物」です。大分市顕徳町一帯の中世大友府内町跡から出土し たキリシタン関係遺物の一括資料群です。特に、府内型メダイは府内で 国産化されたもので、年代限定できるキリスト教信仰具として世界でも 貴重な考古学的基準資料であるということで、指定に値するとの評価を いただきました。

最後に、「7」の無形民俗文化財「宮園楽」です。中津市耶馬溪町大 字宮園の雲八幡神社の夏祭り「おんばらい大祭」の中で奉納される民俗 芸能です。源流の筑後地方には現存していない河童楽を今に伝えており、 典型例として貴重です。また、保存会の結成や地元の下郷小学校との連 携により後継者の確保が安定しており、指定に値するとの評価をいただ きました。

今回、審議をお願いする有形文化財6件、無形民俗文化財1件が承認 されますと、県指定文化財の件数は有形文化財が481件、無形民俗文 化財が46件となり、県指定文化財の合計は736件となります。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### (工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご 意見等のある方はお願いします。

### (林職務代理者)

一方平の石の塊について、それに別の石を当てて砕いて石器を作った ということですか。

### (佐藤文化課長)

石に斜めに亀裂が入っていることから考えますと、石を斜めに打ちか いて石器を作成した行程が伺えます。

#### (林職務代理者)

石器はこの石の塊から作られたいうことですか。

#### (佐藤文化課長)

石器は一方平内の石の塊以外の場所から出土したものです。石の塊は 作成された石器を接合して復元しておりますので、石の塊から出た石器 はすでに塊の中にあります。

### (林職務代理者)

石はこの地域でとれたものですか。それとも、他の地域でとれた石を 持ってきたのですか。

### (佐藤文化課長)

分析の結果から、石は流紋岩のホルンフェルスということがわかっています。流紋岩は県内で採取できる石ですので、この石はこの地域からとれたものと考えています。

### (工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案 について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

#### (工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

### (工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、 公開でその他、何かございますか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

## 【議案】

第2号議案 平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

### (工藤教育長)

それでは、第2号議案「平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」提案しますので、米持義務教育課長から説明いたし

ます。

(説 明)

### (工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご 意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

### (工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案 について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

### (工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

### (工藤教育長)

次に、第3号議案「大分県立図書館協議会委員の任命について」提案 しますので、曽根﨑社会教育課長から説明いたします。

(説 明)

### (工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご 意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

### (工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案 について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

#### (工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

### (工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。 ないようですので、これで平成28年度第23回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

### 平成28年度第23回大分県教育委員会会議次第

日時 平成29年2月21日(火)

13:35~14:25

場所 教育委員室

- 1 開 会
- 2 署名委員の指名
- 3 議 題
- (1)議案

第1号議案 平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見

について

第2号議案 平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

第4号議案 文化財の指定について

- (2) その他
- 4 閉 会

平

成二十九年第一

回

定例県議会議案に対する教育委員会の

意見につい

7

関係分について意見を求められたので、の規定により、知事から平成二十九年第 O規定により、 地方教育行政 方教育行政 の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十九条 知事から平 成二十九年第一回定例県議 別紙(案)のとおり回答する。 会に提出予定の議案のうち、 本委員会

平成二十九年二月二十一日提出

大分県教育委員会教育長 工 藤 利

明

提案理由

知 事 か ら照会のあっ た平成二十九年第一回定例県 議会に提出予定の議案のうち、 本委員

係分について、別紙(案)のとおり回答したいので提案する。

会関



教委教改第 号 平成 2 9 年 2 月 日

大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会 教育長 工 藤 利 明

議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成29年2月20日付け財第442号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 4 4 2 号 平成29年2月20日

大分県教育委員会 教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広瀬勝



議案に対する教育委員会の意見について(照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

### 1 議 案 名

### (議 案)

- ·平成29年度大分県一般会計予算関係部分
- ・職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について
- ・職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- ・大分県立学校いじめ対策委員会条例の制定について
- ・平成29年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町 村負担について
- ・損害賠償の額の決定について(報告)
- 2 議案提出県議会

平成29年第1回定例県議会

# 平成29年度当初予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

	I		ı		(単位:十円)
款	項		平成29年度 当初予算案	平成28年度 当初予算額	差引増減
10 教育費	1 教育総務費		4,795,208	4,773,872	21,336
	2 小 学 校 費		41,226,150	41,377,651	151,501
	3 中学校費		24,476,824	24,920,798	443,974
	4 高等学校費		29,291,019	29,177,245	113,774
	5 特別支援教育費		9,717,891	9,864,278	146,387
	7 社会教育費		2,029,601	2,469,763	440,162
	8 保健体育費		2,584,796	1,210,150	1,374,646
	教育委員会 計		114,121,489	113,793,757	(+0.3%) <b>327,732</b>
	· + + 112 +	構成比	(13.0%)	(12.4%)	( + 5.5%)
	うち事業費	金 額	14,877,636	14,099,488	778,148
	2 + 1 //+ #=	構成比	(87.0%)	(87.6%)	( 0.5%)
	うち人件費	金額	99,243,853	99,694,269	450,416

### <参考>

県予算額に占める教育委員会予算額の 割合	18.7%	18.7%	
県 予 算 額	609,806,000	609,216,000	( + 0.1%) 590,000

# 平成29年度当初予算案の概要(教育委員会関係)

(単位:千円)

					<u> 単位:千円)</u>
	事業	名	平成29年度 当初予算案 平成28年度 当初予算額	当 初 予 算 案 の 概 要	所管課
1	公立高等学校等 付事業	<b>手奨学金給</b>	337,930 (320,860)	修学に意欲のある高校生等が、保護者の経済的理由によりその機会を 失うことのないよう、奨学金を給付する。 ・対象 市町村民税非課税世帯 第1子 年額 75,800円 (59,500円 75,800円へ増額) 第2子以降 年額 129,700円 生活保護受給世帯(修学旅行費相当分)年額 32,300円	教育財務課
2	高等学校等奨学 業	全金貸与事	45,250 (54,614)	修学に意欲のある高校生等が、保護者の経済的理由によりその機会を 失うことのないよう、奨学金を貸与する(公財)大分県奨学会に原資を 貸し付ける。 ・貸付枠 高等学校等奨学金(第一種860人、第二種135人) 大学奨学金の貸付枠(100人)を維持するため、40人分の原資を (公財)大分県奨学会に貸し付ける。	教育財務課
3	県立学校施設整	備事業	2,952,784 (2,941,687)		教育財務課
4	小学校学力向上 事業	対策支援	177,403 (176,978)	客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し学力向上に取り組む 市町村に対し、習熟度別指導推進教員(18人)を配置する。	義務教育課
5	中学校学力向上 事業	立対策支援		客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員(36人)を配置する。 【特】基礎・基本の定着に加え、活用力の理解度を把握するため、新たに社会を追加し、学力定着状況調査(中2)を実施する。 【特】「中学校学力向上対策3つの提言」を実践する推進重点校を指定(8校)し、人的配置の拡充などにより取組を継続的に支援する。	義務教育課
6	いじめ・不登校 止対策事業	ē等未然防	177,478 (153,857)	不登校の未然防止や児童生徒への支援の充実を図るため、不登校対策 プランを策定した拠点校等に地域不登校防止推進教員を配置する。 ・中学校 19人 【特】小学校 3人(別府市、日田市、佐伯市) 不登校が生じない学校づくりを推進するため、不登校予兆児童生徒の 早期発見・支援に向け、拠点校等において学校適応感テストを実施す	生徒指導推進 室
	いじめ・不登校 援事業	<b>ぞ等解決支</b>	117,149 (119,651)	児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(73人)を小・中・高等学校(220校)に配置する。	生徒指導推進 室
8	スクールソーシ カー活用不登校 業		37,562 (16,610)	貧困など家庭環境に起因する不登校等の未然防止、解決に向けて、早期に福祉事務所等の関係機関へつなぐ体制の充実・強化を図るため、社会福祉士などの資格を持つスクールソーシャルワーカーを配置する。 ・配置数 県5人、市町村17人 29人 ・時給改定 1,500円 2,500円	生徒指導推進 室
9	特 不登校児童生徒 整備事業	支援体制	16,697 (0)	不登校児童生徒の早期学校復帰に向けて、アウトリーチ型の相談・学習支援などを実施するため、県教育支援センター「ポランの広場」の機能を強化する。 ・児童生徒・保護者の相談に対応する教育相談員2人の配置・家庭等での学習を手助けする学習支援員3人の配置・爽風館高校において大学生の協力による夜間補充学習教室の開催	生徒指導推進 室
10	特 小中学校特別支 実事業	接教育充	,	特別支援学校への通学が困難な地域の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に特別支援学校と同等の教育を教授するため、佐伯、日出、日田の支援学校に教員を配置し、サテライトコーディネーターとして派遣する。 ・派遣先 佐伯市(5校)、国東市(3校)、九重町(1校)、玖珠町(4校)	特別支援教育 課
,					

(単位:千円)

				<u>単位:千円)</u>
	事業名	平成29年度 当初予算案 平成28年度 当初予算額	当 初 予 算 案 の 概 要	所管課
11	特別支援学校ICT活用 支援事業		障がいのある児童等の社会的自立に向けた学習環境を整備するため、モデル3校において、研究機関や民間企業と連携し、学校・家庭におけるタブレット型端末の活用等を推進する。 【特】モデル校での実践を踏まえ、特別支援学校にタブレット型端末を整備(256台)する。	特別支援教育 課
12	特別支援学校就労支援事 業	28,347 (22,457)	特別支援学校の生徒を一般就労につなげるため、就職に向けた生徒・保護者の意識向上や企業からの評価向上につながる職業教育を実施する。 【特】就労支援アドバイザーの配置拡充(6人 8人) ・技能検定(キャリア向上検定)及び技能発表会の実施	特別支援教育 課
13	未来を創る学び推進事業	9,375 (10,447)	高大接続改革実行プランに沿った32年度からの大学入試改革に対応するため、生徒が主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング型授業の導入など、思考力・判断力・表現力を育成する高等学校の授業改善に向けた研究などを行う。	高校教育課
14	グローバル人材育成推進 事業	20,422 (16,507)	大分県グローバル人材育成推進プランに基づき、世界に挑戦し多様な価値観を共有し協働する人材を育成する。 ・小学生及び中学生を対象とした「イングリッシュ・キャンプ」 ・高校生を対象とした「グローバルリーダー育成塾」 ・高校生の海外留学支援(長期5人、短期40人) 【特】海外高校との交流を促進するため、Web会議システムの導入などにより姉妹校等交流活動を支援する。	高校教育課
15	地域の高校活性化支援事 業	20,000 (20,000)	地域の高校が地元に信頼され選ばれる学校となるよう、外部講師の活用などの学力向上に資する取組に加え、地域住民等との連携による魅力・特色ある学校づくりにつながる取組を実施する。	高校教育課
16	「協育」ネットワーク連 携促進事業	76,894 (0)	子どもの学力向上と豊かな心を育成するため、放課後や土曜日を活用した学習活動や体験活動などに取り組む市町村を支援する。・小学生チャレンジ教室(135教室) 【特】土曜アクティブ交流教室(小中学生 80教室) 【特】中学生学び応援教室(70教室) 【特】各校区における学習・体験活動や学校支援活動などの立ち上げ・充実を支援するアドバイザーを配置(16人)する。	社会教育課
17	特 女性の地域協働活動支援 事業	2,744 (0)	地域づくりの担い手として女性が地域でいきいきと活躍できるよう、地域婦人会の活動の充実に向けた取組を支援する。 ・新たな活動の創出に向けた女子学生との協働企画会議の開催 ・地域婦人会のリーダーを対象としたコーディネート研修の開催 ・NPO等との協働による地域課題解決の取組支援(2地域) など	社会教育課
18	日本遺産認定推進事業	17,090 (18,048)	日本遺産の認定に向け、村落風景や文化財など市町村をつなぐ文化・ 伝統のストーリー化を行うとともに、文化財のブラッシュアップや情報 発信を実施する。	文化課
19	特 豊の国埋蔵文化財魅力発 信事業	5,838 (0)	29年4月に移転オープンする埋蔵文化財センターを活用し、大友宗 麟による南蛮貿易など国際色豊かな大分の歴史・文化の魅力を内外に発 信する。 ・企画展の開催(大友氏の栄華(仮) 4月22日~6月25日など)	文化課
20	特 スクールヘルスアップ事 業	3,056 (0)	児童生徒の肥満の改善・予防を図るため、モデル校に栄養教諭を配置し、学校と地域が一体になって食習慣・生活習慣の改善と運動習慣の定着に向けた取組を行う。 ・実施地域 中津市、津久見市、竹田市	体育保健課

(単位:千円)

				<u> </u>
	事業名	平成29年度 当初予算案 平成28年度 当初予算額	当 初 予 算 案 の 概 要	所管課
21	新 子どもの命を守る学校防 災強化事業		学校組織全体の防災・減災活動の強化を図るため、東日本大震災や熊本地震を教訓とした実践的な防災教育を実施する。 ・不測の事態を想定した「実践型防災訓練」の実施 ・教職員の防災知識習得を図る「学校防災出前講座」の開催 など	体育保健課
22	競技力向上対策事業	212,094 (216,896)		体育保健課
23	特 おおいたシンボルスポー ツ創出事業	13,906 (0)	全国大会等での活躍が見込まれる競技を「シンボルスポーツ」と位置づけ、トップチーム招聘やアドバイザーコーチの配置など効果的な育成・強化を行う。 ・カヌー、バレーボール(成年男子・少年女子)など10競技	体育保健課
24	県立スポーツ施設建設事 業 (森林環境税活用事業)		武道を中心として多目的に活用できる屋内スポーツ施設を、ラグビーワールドカップのホスピタリティ施設等としても活用できるよう、31年4月完成に向け、本体工事等を実施する。 【債務負担行為20,702千円〕	屋内スポーツ 施設建設推進 室

### 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

教育人事課

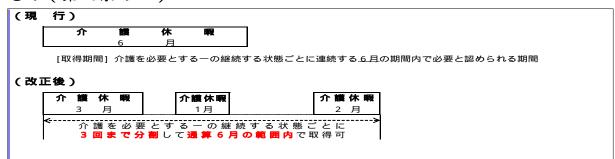
条例改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)の公布に伴い、職員が働きながら育児や介護がしやすい環 境整備を行うため、所要の改正を行うもの。

2 条例改正の概要

### 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例

(1)介護休暇取得可能期間(6月)を3つの期間に分割して取得可能とする もの(第13条の2)

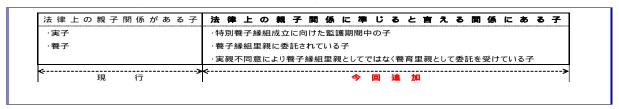


- (2)介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日に づき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度(介護時間) を設けるもの(第13条の3)
- (3)職員が要介護者を介護するために請求した場合において、公務の運営に 支障がないと認めるときは、正規の勤務時間を超えて勤務しないことを認 めるもの(第15条の3第4項)
- (4)忌引休暇に係る子の範囲を育児休業等と同様に拡大するもの(第10条第 1項第2号)

### 職員の育児休業等に関する条例

(1)育児休業等の対象となる「子」の範囲の拡大に伴い、当該子に準ずる者として「養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意 が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者」を規定す るもの(第2条の2)

このほか法改正により、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託 されている子が、子の範囲に追加された。



- (2)再度の育児休業等ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了(特別養子縁組が成立しなかった場合)等を追加す
- るもの(第3条、第11条) (3)介護時間と部分休業を同日に取得する場合には、その合計時間を合わせ て2時間までとするよう調整するもの(第25条)
- (4)その他条ずれ対応
- 関係条例の整備 3
  - ・学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例 ・技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

  - ・企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - ・大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 条例施行期日 平成29年4月1日 4

### 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

教育人事課

大分県において、平成29年4月以降、一部を除き非常勤職員を「一般職」として任用することに伴い、関係条例を改正するもの。

- 1. 背景(非常勤職員の一般職化)
  - (1)平成28年度までの大分県の状況

非常勤職員はすべて「特別職」として任用

### 【総務省自治行政局公務員部長通知】(平成26年7月)

職務の内容が補助的・定型的であったり、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、本来、一般職として任用されるべきであり、特別職として任用することは避けるべき。



### 平成29年4月以降、一部を除き非常勤職員を「一般職」として任用

一般職化により、地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律が適用

### (2)一般職非常勤職員の範囲

下記 から までに該当する職(=特別職非常勤職員)以外の職 特定の学識・経験を必要とする職について、自らの学識・経験に基づき公務に 参画する者

特別職とすることが法令等により定められている職に従事する者 一の任用期間を通じて、勤務日数(回数)が、おおむね1月あたり10日(回) 以下もしくはそれと同程度である者

### (3)変更後の非常勤職員の区分

一般職非常勤職員	特別職非常勤職員
学校非常勤職員(県立学校、市町村立学校で事務を行う職員) 教育庁非常勤職員(教育庁で事務を行う職員)	非常勤講師 学校医・学校歯科医・学校薬剤師 スクールカウンセラー・スクールソー シャルワーカー

### (4)一般職化に伴う主な変更点

	現 状	変更後
再度の任用	最長で連続4年間再採用可	連続する一の任用につき5年を 上限。なお、上限に達した者が、 公募による募集に応募すること を妨げない。
育児休業· 部分休業	なし	あり
介護休暇· 介護時間	なし	あり

業務内容、報酬、勤務日数・時間、社会保険等は変更なし

### 2.条例改正の概要

### (1)職員の育児休業等に関する条例

一般職非常勤職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律第1条の規定により、<u>育児休業及び部分休業の対象になるため、対象となる一般職非常勤職員の範</u>囲及び期間等を規定するもの。

育児休業(第2条、第2条の2及び第3条関係)

取得できる職員	次のいずれにも該当する一般職非常勤職員 在職期間が1年以上 子の1歳6か月到達日までの間に任期が満了しその任期が 更新されないことが明らかでない
取得できる期間	原則:子の1歳到達日まで 配偶者も育休を取得している場合:子の1歳2月到達日まで 子の1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認めら れる場合として任命権者が定める場合:子の1歳6月到達日まで

### 部分休業(第24条及び第25条関係)

取得できる職員	在職期間が1年以上である一般職非常勤職員
取得できる期間	子が3歳に達するまで
取得できる時間	1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 (最長2時間)

### (2)職員等の旅費に関する条例

一般職非常勤職員として任用することに伴い、一般職非常勤職員の旅行に係る 費用弁償の支給に関して必要な事項を定めるもの。(第35条)

### (3)職員の給与に関する条例

一般職非常勤職員として任用することに伴い、一般職非常勤職員の通勤に係る費用弁償の支給に関して必要な事項を定めるもの。(第25条)

内容	特別職非常勤職員	一般職非常勤職員
費用弁償 (旅行)	附属機関の委員等の報酬及び 費用弁償条例	職員等の旅費に関する条例
費用弁償 (通勤)	附属機関の委員等の報酬及び 費用弁償条例	職員の給与に関する条例

# 大分県立学校いじめ対策委員会条例の制定について

### 【制定理由】

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実効的に行うため、その対策について審議し、並びに県立学校から報告を受けたいじめに関する事案及びいじめにより発生した重大事態について調査する大分県立学校いじめ対策委員会を設置するもの

# 大分県立学校いじめ対策委員会

### <委員>

法律、医療、心理、福祉、教育に関し、優れた識見を有する者 10名以内

### <所掌事務>

重大事態調査(法28-1)

重大事態には該当しないが、必要と認める案件の調査(法24)

効果的ないじめ対策等における審議(法14-3)

### 【いじめ調査の流れ】



#### 県立学校

校内いじめ対策委員会 教職員、SC、SSW等を加えて 構成された学校調査委員会



法23条-1、 法23条-2の報告



### **依頼**

報告

県教育委員会附属機関 「大分県立学校いじめ対策委員会」

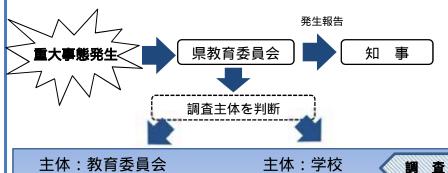
教育委員会が必要と認める場合に、求めに 応じて附属機関に調査をさせる。



法24条の 支援・指導・調査

県立学校

### 【いじめ重大事態の調査の流れ】



報告

### 上件,我月女只云

目物女禾马人

県教育委員会

依頼

》 - 果教育委員会附属機関 「大分県立学校いじめ対策委員会」

# 県立学校

校内いじめ対策委員会 教職員、SC、SSW等を加えて 構成された学校調査委員会

私学は学校法人が調査 市町村も設置者または 学校が主体で調査し、 首長へ報告 重大事態調査結果の報告

再調査必要性の判断

県附属機関 「大分県いじめ問題調査委員会」

再調查

再調査結果を報告

知事

必要な措置を求める

県教育委員会

### 【施行期日】公布の日

会

議

# 平成29年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合について

平成29年度県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、 地方財政法第27条第2項の規定に基づき、平成29年大分県議会第1回定例会に 提案するもの。

市町村負担割合				
事 業 名	負 担 割 合			
県立スポーツ施設 建設事業	工事費(国が交付する補助金に相当する金額を除く。) の1/4			

## 『屋内スポーツ施設について』県と市の間での確認内容

大分県は、ラグビーワールドカップ2019までの完成を目指し、大分市の ニーズも取り入れ、着実に当該施設の整備を進める。また、当該施設の整備に関 して、大分県と大分市は、<u>国庫を除き3対1の割合で費用を負担</u>する。



上記内容については、平成27年12月24日に行われた、大分県と大分市の 政策協議の場で確認済み

# 【根拠法令:地方財政法(抜粋)】

# (都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担)

- 第27条 都道府県の行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利するものについては、<u>都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。</u>
- 2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、<u>当</u> 該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

### 損害賠償の額の決定について(報告)

平成29年2月21日

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、知事の専決処分とした標記のことについて、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの。

### 1 対象となる事件

・中津南高校における男子生徒転落事故

### 2 本件事故の概要

- **(1) 発生日時** 平成 2 6 年 2 月 5 日 (水) 午後 2 時 4 0 分頃
- (2)事故の発生場所

[発生場所] 中津南高校 校舎4階 3年2組教室前廊下の窓・庇 [生徒が倒れていた場所] 校舎2階 北側テラス(生徒昇降口の屋根部分)

(3)事故の当事者

事故当時、3年生男子生徒

### (4)事故の状況

同校の3年生による大掃除の際、前記の日時、場所において、前記生徒が転落する事故が発生した。直ちに救急隊を要請し、救急車により中津市立中津市民病院に搬送されたが、同日午後6時20分頃死亡が確認された。

前記生徒は、持ち場であった1階男子トイレの清掃を終え、4階の教室前の廊下に戻った後、窓拭きを手伝おうとして、廊下にあるサッシ窓の窓枠に乗ってしゃがんだ姿勢(体は校舎の外側を向いていた。)になった後、窓枠から外側を向いたまま窓の外にある庇の床面に下りる際、ないしは庇の床面に足を着いた際にバランスを崩して庇の床面を越えて転落したものと考えられる。

### 3 和解内容(賠償の関係)

・H29.2.14 損害賠償の額について知事決裁(専決処分)

時期を失すると和解が成立しないおそれがあったため、早急に成立させる必要があった。このため、地方自治法179条1項の規定(特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない)に基づき、知事の専決処分とすることとした。

・H29.2.16 ご遺族と和解が成立

# 第 四

ー て 項 、次 項の規定により、議決を求、大分県文化財保護条例で大分県指定有次のように、大分県指定有の場合について |求める。||(昭和三十年大分県条例第十二号)第四条第一項及び第三十条第2||(昭和三十年大分県条例第十二号)第四条第一項及び第三十条第2|||有形文化財及び大分県指定無形民俗文化財を指定することについ

平. 成二十九年二月二十一 Ħ

提出

大分県教育委員会教育 長 I. 藤 明

( 有 影 形 文	<ul><li>有</li><li>建 形</li><li>造 か</li></ul>	(その一
化 刻 財 	物財	別
形 木 造 仁 王	若 神 唐 一 本 宮 社 門 枚 殿 幡	名
像 () 阿	西附申附神門御殿棟社門 和殿 林	称
級	枚 四 棟 一	員数
頭 ・ 鎌倉時代末期	江戸時代後期	時代
真木大堂の現本堂に安置される 原語、樟材一木造の木造仁王像の阿形像 像高 二二五・〇センチメートル ル 一四六・五センチメートル ル 豊後高田市田染真中二二五三番	江戸時代に島原藩主により社殿 が造営された神社境内にある建 造物四棟と天保四年の銘がある 権札一枚 車殿 入母屋造 桧皮葺 中殿 入母屋造 桧皮葺 中殿 入母屋造 桧皮葺 曹門 向唐門 本瓦葺 曹門 四脚門 切妻造 木瓦葺 豊後高田市是永町一番地一 豊後高田市是永町一番地一	内容

	有形文 古資料)		有形文化財		
か 関係遺物 中世大友府内町	絵画 土器 路出土 土土	土 一 方 平 I 遺跡 出	書 野山本覚院文		
三 七 点	点	六二点	六 一 点 九 四		
六世紀後半)	前半 墳時代 中期	期旧石器時代後	中世 〜 近 代		
	大分市田室町の竪穴建物跡から出土した龍文と推定される絵画文様が描かれた土器(大分市大字中判田字ピワノ門(大分市大字甲判田字ピワノ門一九七七)	ン県七分市を出市	大分県(大分県立先哲史料館)大分県(大分市王子西町一四番一号)に伝わる一括文書群院に伝わる一括文書群院に伝わる一括文書群院に伝わる一括文書群		

財無 その二) 形 種 民 俗 別 文 化 宮 菜 名 楽 称 町中 所 大津 市 在 宮 耶 園 馬 地 溪 保宮 存園 実 施 4 0 ば 体 楽 実日実楽で「雲 施 施 奉お八 奉納される河奈の人幡宮の夏祭の 内 容 場 日 所 毎 雲八 年 t 幡 月二十 童祭りで 神社 0 じのあ の中る 九

財センター)

形 (民俗文化財を指定したいので提案する。大分県文化財保護審議会からの答申に基づ技案理由 き、 大分県指 定 有形文化財 及び大分県指定

# 1. 若宮八幡神社 本殿 附棟札一枚、申殿、唐門 附御門神社、西門 有形文化財 [建造物]

所有者 若宮八幡神社	所在地	豊後高田市是永町1番地1
員数 4棟1枚	時 代	江戸時代後期

852年に創祀されたと伝えられ、江戸時代に島原藩領となり、藩主松平忠侯によって社 設が新たに造営されて現在に至る。社殿群の配置は南面する本殿に対し、正面に申殿、拝 殿を配置する。社殿群の入口に唐門と御門神社を配置し、社域の入口に西門がある。

本殿は、三間社としては大規模で、棟札より天保4(1833)年の造営が明らかで、建ちが高く、素朴な彫物を多用した総 欅 造など、この時代の建物の特色が現れている。本殿と同時期に建立されたと考えられる申殿、県内でも有数の規模をもつ唐門など、宇佐神宮の影響を受けた社殿配置を伝える点でも重要であり、県指定にふさわしい建造物である。







若宮八幡神社本殿

# 2. 木造仁王像(阿形) 有形文化財[彫刻]

所有者 宗教法人 真木大堂 所在地 豊後高田市田染真中2253番地 員 数 1躯 時 代 平安時代末期~鎌倉時代初頭

◇寸 法:像高225.0cm 腕閉146.5cm ◇構 造:樟材 一木造 彫眼 彩色 真木大堂の現本堂に安置される木造仁王像のうちの阿形像。樟材を用いた一木造からな る。背面から内刳りを施し、目を彫眼にするなど、大ぶりで簡略な用材法や木組みの構造 はきわめて古様で、材に樟を用いる点と共に九州地方の平安仏に多く見られる特徴である。 作ぶりは、大きめの頭部に体貌厚く短躯のプロポーションをはじめ、動勢を抑え控えめ な動きを見せる頭・体・四肢の静かな躍動感、筋肉の動きや裳の衣文にみる平明かつ穏や かな彫り口などに、平安後期の仁王像に通じる特色がうかがえる。江戸時代の彩色と部分 的な補修が見られる以外は保存状態も良く、県有形文化財として伝える価値がある。







## 3. 高野山本党院文書 有形文化財 [古文書]

所有者 大分県	所在地 大分市王子西町14番1号
員 数 1946点	時 代 中世~近代

本覚院は高野山内の小寺院の一つで、1190年代の開創とされ、江戸時代は日杵藩主稲葉家の菩提を弔う寺院となった。本文書は、1824年に大友家の檀那寺である西生院が焼失し、本覚院が西生院の住職を兼務したため、両院の文書が一括文書となり今日に伝来した。本覚院伝来と考えられるものが544点、西生院伝来と考えられるものが411点ある。中世文書には、大友氏およびその家臣にかかる書簡が多く、大友氏と高野山の関係が窺える。また、近世文書からは、当時の高野山信仰の中心を両院が担っていたことがわかる。中世・近世の高野山と、大名や家臣との信仰上の繋がりを研究する上で貴重な文書群である。





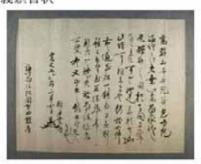
大友義鑑書状



大友義鎮書状



大友由緒姓名記



稲葉信通書状

## 4. 一方平 [遺跡出土石器群 有形文化財 [考古資料]

所有者 大分県	所在地	大分市大字中判田字ビワノ門1977
員数62点	時 代	旧石器時代後期

大分市大字横尾字一方平から出土した石器群。製作にあたっては、遺跡周辺で産出するホルンフェルスの円礫を素材に利用し、剥離過程で生産された剥片と石核などが多数接合するなど、原礫にまで復元できるほどに豊富な接合関係が確認できた。また、瀬戸内技法の石核と国府型ナイフ形石器の出土は文化の伝播を示して、学術的にも注目される。

原礫の採集、石器製作に関わる剥片や石核など県内に類例のない接合資料の豊富さ、各種製作された石器群の出土など、石器製作技術の全工程が復元できる第1級の資料が出土しており、当時の石器製作技術の復元と文化伝播を示す重要な内容を有している。





一方平 1 遺跡全景



接合資料



有茎剥片尖頭器



ナイフ形石器

# 5. 東田室遺跡出土絵画土器 有形文化財 [考古資料]

所有者 大分県	所在地	大分市大字中判田字ビワノ門1977
員数 1点	時 代	古墳時代中期前半

◇寸法・材質 ・口径12.9cm 器高40.2cm 胴部最大径37.8cm ・土製

大分市田室町の遺跡の古墳時代中期前半の竪穴建物跡から、意図的に口縁部と胴部を分割し、埋置した状態で出土した土器。肩部に三角形や四角形、横線や縦線のほかに、龍文の鰭の部分とみられる絵画文様が確認できる。

龍文が描かれたと思われる部分は打ち欠いて持ち出され、わずかに龍の胸鰭と尾鰭の一部が残る。龍文は弥生時代に多いが、本例は古墳時代中期前半の稀有な例である。竪穴建物廃棄時に切断配置した毀損儀礼行為もあわせて、当時のこの地域の人々の精神文化を考える上で極めて貴重な資料である。





東田室遺跡絵画土器



欠損部分の竜文推定図

## 6. 中世大友府内町跡出土キリシタン関係遺物 有形文化財 [考古資料]

所有者 大分県	所在地	大分市大字中判田字ビワノ門1977
員数37点	時 代	戦国時代(16世紀後半)

大分市顕徳町を中心に所在する中世大友府内町跡から出土したキリシタン関係遺物の-括資料群。中世大友府内町跡は14世紀頃から万寿寺を中心に始まり、15世紀には中心部に 大友館がおかれ、16世紀には大友義鑑、宗麟、義統ら三代の時に最盛期を迎えた。

27点あるメダイは、キリスト教伝来と共にもたらされた信仰具であり、特に府内型メダ イは、府内で国産化されたことが分析から明白で、年代が限定できるキリスト教信仰具と しては世界でも貴重な資料で、考古学的基準資料である。年代が考古学的に証明される一 遺跡出土の発掘品である点は大変貴重である。





ヴェロニカのメダイ



ガラス製盃



メダイ(中央がヴェロニカ、残りは府内型メダイ)





指輪



カボチャ形ガラス珠



- 9 -

# 7. 宮園楽 無形民俗文化財

 保存会
 宮園かっぱ楽保存会
 芸能の場 中津市耶馬溪町大字宮園 雲八幡神社

 実施月日毎年7月29日
 時代江戸時代中期~

中津市耶馬溪町大字宮園の雲八幡神社の夏祭りである「おんばらい大祭」の中で奉納される民俗芸能。旧庄屋宅(現宮園公民館)より楽の行列が出発し、道楽を奏して神社まで練り歩く。境内の楽庭に参入したのち「筑後楽由来」を奏上した後、中央に4人の河童、周囲に大団扇を扇ぐ役を配置して舞いが行われる。

宮園楽は、源流である筑後地方には現存していない河童楽を、玖珠町の大浦楽や山下岩戸楽、日田市の磐戸楽とともに今に伝えており、典型例として貴重である。また、伝承組織は、保存会の結成や、地元の下郷小学校との連携により、後継者の確保が安定している。





道楽の様子







河童と大団扇

宮園楽の舞

### 平成28年度「大分県指定文化財」の指定について

### 1 「大分県指定文化財」の指定の手続

(大分県文化財保護条例 [昭和30年4月1日条例第12号])

- 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、県内に所在するもののうち重要なもの を条例によって指定することができます。
- 県教育委員会は、その指定に当たり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

### 2 「大分県指定文化財」の指定の過程

- 市町村教育委員会が域内の候補物件について県教育委員会に進達。[6月]
- 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問。[8月10日]
- 第1回審議会において、候補物件についての調査担当を決定。[8月10日]
- 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成。[8~11月]
- 第2回審議会において、所見書をもとに指定について協議。[12月27日]
- 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申。[1月20日]
- ・ 教育委員会において、答申について協議し、新指定文化財を議決。【今回】
- 議決に基づき、県報告示(正式に指定)。

#### 3 「大分県文化財保護審議会」

(大分県文化財保護審議会条例 [昭和50年12月25日条例第44号])

- 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議
   し、建議をします。文化財の指定に向けた調査・協議を主な業務としています。
- 審議会は、委員25名以内で組織され、現在17名の委員が委嘱されています。
- 委員は教育委員会から「大分県指定文化財」の諮問があった文化財について、対象文化 財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

### 4 平成28年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- 指定すべきと判断されたもの
  - ① 有形文化財 [建 造 物] 若宮八幡神社

本殿 附棟札一枚・申殿・唐門 附御門神社・西門

- ② 有形文化財 [彫 刻] 木造仁王像(阿形)
- ③ 有形文化財 [古 文 書] 高野山本覚院文書
- ④ 有形文化財「考古資料 ] 一方平 I 遺跡出土石器群
- ⑤ 有形文化財 [考古資料] 東田室遺跡出土絵画土器
- ⑥ 有形文化財 [考古資料] 中世大友府内町跡出土キリシタン関係遺物
- ⑦ 無形民俗文化財 宮園楽
- 継続して調査、審議を行うもの 1件

### 大分県文化財保護審議会委員名簿

任期 平成28年4月1日~平成30年3月31日

選出分野	Ę	E	4	Š	性	役 職 等	備	考
考古(先史)	武	末	純	_	男	福岡大学教授		
考古(古代)	下	村		智	男	別府大学教授		
歴史(中世)	飯	沼	賢	司	男	別府大学教授		
歷史(近世)	豊	田	寛	三	男	大分大学名誉教授	会	長
歴史(外交)	鳥	井	裕美	<b>美子</b>	女	大分大学教授		
建築(社寺)	伊	東	龍	$\overline{}$	男	熊本大学教授		
建築(民家)	岸		泰	子	女	京都府立大学准教授		
石造文化財	田	中	裕	介	男	別府大学教授		
彫刻・工芸	渡	辺	文	雄	男	元別府大学教授		
美術・工芸	吉	住	磨	子	女	佐賀大学教授		
文化財保存	篠	崎	悠主	<b>阜子</b>	女	別府大学教授		
民俗文化財	段	上	達	雄	男	別府大学教授	副会	是急
動物	土	肥	昭	夫	男	元長崎大学教授		
植物	小	Ш		毅	男	別府大学非常勤講師		
地 質	千	田		昇	男	大分大学名誉教授		
観光振興	桑	野	和	泉	女	ツーリズム大分副会長		
普及・啓発	海	原	みと	ピり	女	OBSラジオ局アナウンス部部長		

### 大分県指定文化財指定件数

and the state of	-m total	atomitica de	tresteri.	m. t.
分 類	現在数	新指定	指定後	備考
有形文化財	475		481	
建造物	207	1	208	①若宮八幡神社 本殿 附棟札一枚、申殿、唐
				門 附御門神社、西門
美術工芸	268	5	273	②木造仁王像(阿形)
				③高野山本覚院文書
				④一方平 I 遺跡出土石器群
				⑤東田室遺跡出土絵画土器
				⑥中世大友府内町跡出土キリシタン関係遺物
無形文化財	2		2	
民俗文化財	5 8		5 9	
有形民俗	1 3		1 3	
無形民俗	4 5	1	4 6	⑦宮園楽
史 跡	108		108	
名 勝	7		7	
天然記念物	7 8		7 8	
動 物	7		7	
植物	6 6		6 6	
地質鉱物	5		5	
選定保存技術	1		1	
総 計	729	7	736	